女性の活躍に関する情報公表

公表日：令和５年６月３０日

・役付職員に占める者に占める女性職員の割合（基準日：令和５年３月３１日）

６２．５％

（備考）　役付職員とは、主任～課長補佐にある者

・男性職員と女性職員の賃金の差

職員区分	男性職員と女性職員の賃金の差 （男性の賃金に対する女性の賃金の割合）
全　職　員	８８．９％
総合・地域職員、再雇用職員	９８．２％
嘱託職員（フルタイム・短時間）	９４．２％

（備考）

- 対象期間は令和４年度（２０２２年４月１日～２０２３年３月３１日まで）
- 賃金は基本給（給料）、各種手当（通勤手当や時間外勤務・夜間勤務等に対する手当を含む。）及び賞与を含み、退職手当は除く。
- 短時間嘱託職員については、フルタイム職員の所定労働時間（１週４０時間）で換算した人数を基に平均賃金を算出し、比較している。

（説明）

- 当法人では、給与に関する規程に基づき、業務内容、経験、責任の程度等に応じた賃金制度を整備しています。

・職員一人当たりの残業時間

１月当たり平均５．０時間（派遣社員を除く。）